

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名： 関電ファシリティーズ株式会社
法人番号： 8120001126535
住 所： 大阪府大阪市中心区城見1丁目3番7号
2. 指名停止措置期間： ① 令和7年7月4日から令和7年11月14日まで(3ヵ月と6週間)
② 令和7年7月4日から令和7年10月3日まで(3ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲： ① 近畿地方測量部管内
② 近畿地方測量部管内を除く全国
4. 事実概要：

関電ファシリティーズ株式会社は令和6年12月19日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の監督処分を受けた。

①営業停止

当該建設業者は、大阪市内の複数の民間発注の工事において、建設業法第26条第1項の規定に違反して、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(1級電気工事施工管理技士)を取得したため主任技術者としての資格要件を満たさない者を主任技術者として工事現場に配置した。

②指示処分

当該建設業者は、平成30年8月23日、令和元年7月10日、令和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請書及び添付書類に、技術検定の受検に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正に資格(A氏にあっては1級電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B氏にあっては1級管工事施工管理技士)を取得したため当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をした。

5. 指名停止措置理由：

役務の有資格登録業者である関電ファシリティーズ株式会社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号)第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号)別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長

澤 畠 庄 志 電話 029-864-4385 (直通)

総務部契約管理官

高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

指名停止措置の概要

- 指名停止措置業者名： 別紙のとおり
法人番号： 別紙のとおり
住 所： 別紙のとおり
- 指名停止措置期間： 別紙のとおり
- 指名停止措置の範囲： 別紙のとおり
- 事実概要：

株式会社KANSOテクノスほか2社は、施工管理技術検定試験に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。

当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等として配置していたことが確認された。

このことが、建設業法第28条第1項本文及び同項第2号に該当するとして、建設業許可部局である近畿地方整備局長より指示処分及び営業停止処分（22日間）を受けた。

- 指名停止措置理由：

物品・役務の有資格登録業者である株式会社KANSOテクノスほか2社の上記案件に係る行為は、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条の規定により準用する「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するものである。

＜工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2＞

措 置 要 領	期 間
1～12 略	略
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内
14～16 略	略

(問い合わせ先)

〒305-0811 茨城県つくば市北郷1番
国土交通省 国土地理院

総務部契約課長 澤 畠 匠 志 電話 029-864-4385 (直通)
総務部契約管理官 高 瀬 昌 宏 電話 029-864-6870 (直通)

別紙

指 名 停 止 業 者			指名停止の期間	指名停止の措置対象区域
番号	商号又は名称	住 所		
1	株式会社KANSOテクノ ス 法人番号 9120001077653	大阪府大阪市中央区 安土町1丁目3番5 号	自 令和7年 7月 4日 至 令和7年 9月 3日 (2ヵ月)	近畿地方測量部管内
2	株式会社KANSOテクノ ス 法人番号 9120001077653	大阪府大阪市中央区 安土町1丁目3番5 号	自 令和7年 7月 4日 至 令和7年 8月 3日 (1ヶ月)	中部地方測量部管内
3	株式会社かんでんエンジ ニアリング 法人番号 8120001062598	大阪府大阪市北区中 之島6丁目2番27 号	自 令和7年 7月 4日 至 令和7年10月 3日 (3ヵ月)	北陸・中部・近畿地方測 量部管内
4	関電プラント株式会社 法人番号 5120001062485	大阪府大阪市北区本 庄東2丁目9番18 号	自 令和7年 7月 4日 至 令和7年10月 3日 (3ヵ月)	北陸地方測量部管内